

五島灘・角力灘海域を舞台とした一八～一九世紀における潜伏キリシタンの移住について

岩崎, 義則
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/26230>

出版情報 : 史淵. 150, pp.27-67, 2013-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

九州大学大学院人文科学研究院『史淵』第百五十輯抜刷
二〇一三年三月発行

五島灘・角力灘海域を舞台とした一八〇一―一九世紀における

潜伏キリシタンの移住について

岩 崎 義 則

五島灘・角力灘海域を舞台とした一八〇一九世紀における 潜伏キリシタンの移住について

岩 崎 義 則

はじめに

本論は、これまで主に日本におけるキリスト教（あるいは教会）復活の前史として言及されてきた、近世の肥前国外海地方（以下、外海）を淵源とする一八〇一九世紀の平戸・五島への移住（移住先では「居付」あるいは「居付者」と称され記された）の実態を、藩政文書（及びこれに類する文書）を用いて可能な限り明らかにし、これを近世史固有の問題として取り上げ、その史的意義を論じる試みである。

移住の理由について、浦川和三郎は『五島キリシタン史』において、大村領内の厳格な宗門改と極端な産児制限を指摘した。¹⁾ 同書は、現在では確認に困難をとまなう諸資料も利用されており、後の研究の基礎となったが、大村領からの移住者（居付者）を半ば無前提に潜伏キリシタンと捉えている。だが、一八世紀末を画期とした外

海からの移住者は、文書の上ではあくまで大村領の「百姓」である。ポルトガル船の来航地であった外海には、キリスト教に代わり、浄土真宗が勢力を伸ばした。こうした状況のもと、外海からの移住者の中に、潜伏キリシタンではない百姓が存在していなかったとの理論的な想定はできない。また、大村藩が、産児制限を徹底した事実は、藩の文書の中からは検証できない。大村領外海の人口が増大する状況下において、大村藩が分家抑制策を展開し、同じ時期、五島福江藩との間で百姓移住協定が成立したことによって、一九世紀末から多数の移住が誘発されたという、社会経済史的な背景と要因を、まずは考えるべきであろう。

こうした観点から研究史を振り返ってみると、中島功『五島編年史 上・下』⁽²⁾や『長崎県史 藩政編』の「五島藩」⁽³⁾は、外海からの移住を、五島列島における居付一般の問題として論述する視覚を持っており、その基礎的かつ網羅的な情報と研究は、今日でも参考とすべき点が多い。関係各自治体史においては、大村領からの特定地域への移住について、藩政文書・行政文書を深く掘り下げ、高い水準で研究・考察するという方向性も見受けられた。⁽⁴⁾だが、複数の藩が併存した五島灘・角力灘海域を包括的に分析する視点は、十分に打ち出されていない。藩境を越えた移住の場合、関係諸藩の文書を相互に対照する必要があるが、こうした点からも再検討の余地がある。個別研究では、内藤莞爾が、青方文庫及び『五島編年史』により、近世期の居付者の動向と、その島内開発についての意義を論じた。⁽⁵⁾木畑直は、居付者そのものを主たる研究対象とした著作を著しており、数少ない特徴的な論考である。⁽⁶⁾高崎恵も、移住の背景である福江藩の経済的事情について丹念に論じた。⁽⁷⁾しかし、複数諸藩の藩政文書を複眼的に考察する視点や青方文庫中の関係文書の分析をより深化させる余地は存在すると思われる。

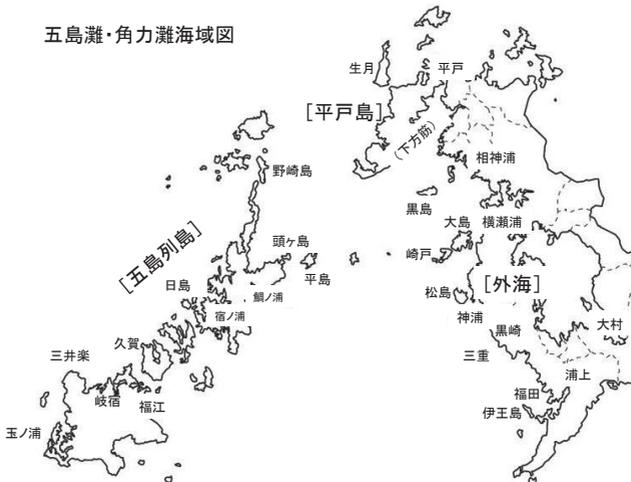
また、こうした先行諸研究に共通する問題として、近世中後期の五島灘・角力灘海域（海域図参照）を舞台とした人口の動態と、居付社会の成熟というダイナミズムが、研究の視野から捨象され、移住がもたらす政治・社

会・経済史的な意義の究明が、包括的に検討されてこなかったという点が指摘されよう。本論では、こうした研究状況を念頭に、第1章において、外海の人口動態を基礎とした移住を排出した地域の特質及びこれに対する藩の政策を論じ、移住が発生した具体的な理由を考察する。第2章では、平戸島中部の下方筋とその沖合に浮かぶ黒島への移住の実態を、平戸藩の藩政文書から具体的に示したい。第3章では、五島福江領への移住の実態について、主に人別改帳をもとに、福江（福江島北東部）と日島（若松島北西部）の両地域について分析する。なお本論では、藩政文書伝来の問題から、近世期の外海の佐賀（深堀鍋島）領については、十分に検討・分析することが出来なかつた。予めお断りしておきたい。

1 大村領外海の特質

本章では、大村藩によって編纂された「郷村記」・「九葉実録」・「見聞集」等によりながら、まず、「郡崩れ」⁽¹⁾後の外海における浄土真宗の展開の様相を探ってみたい。続いて、外海の

五島灘・角力灘海域図



人口動態とこれに対する藩の政策を明らかにし、水運の拠点といった観点から、五島灘・角力灘海域における外海が、平戸・五島方面に展開した移民の淵源であることを示す。

1・1 外海における浄土真宗の展開

『大村郷村記』（以下、『郷村記』）の記述をもとに、外海各村浦の浄土真宗一ヶ寺について、寺号・檀家数・創建年代・開祖・西本願寺よりの木仏寺号免許の年次・東本願寺よりの親鸞聖人など絵像免許の年次を表1に一覧した。横瀬浦・福田浦というポルトガル船来航地があった外海北部と南部では、浄元（七ツ釜浦¹²）や宗斎（福田村¹³）らの浄土真宗僧侶が、キリスト教へ対抗して布教活動を行っていた形跡が看守される。「郡崩れ」が起こった明暦三（一六五七）年を基点にみると、一ヶ寺の内、帰命寺・西福寺・光明寺・光照寺・西光寺の六ヶ寺が、これ以前の創建となる。万治二（一六五九）年七月一日、長崎奉行甲斐庄正述は、大村家の宗旨であった日蓮宗に拘泥せず、各宗派への公平性に配慮した藩主導での寺院建立を要

表1 「郷村記」にみる外海の浄土真宗寺院

村 浦	寺 号	檀家	創 建	開祖	西本願寺 (木仏寺号免許)	東本願寺 (絵像等免許)
天久保村	松翁山 帰命寺	876	寛永15 (1638)	宗西	延宝4 (1675)	延享4 (1747)
七ツ釜浦	道栄山 西福寺	630	寛永16 (1639)	浄元	寛文元 (1661)	宝暦11 (1761)
瀬戸村	東林山 光明寺	1,034	寛永14 (1637)	宗圓	延宝3 (1675)	七世大恵の代
雪浦村	飯盛山 真光寺	451	万治2 (1659)	慶雲	延宝2 (1674)	八世潮順の代カ
神浦村	角砥山 光照寺	965	承応2 (1653)	教清	延宝元 (1673)	安永2 (1773)カ
三重村	栄法山 正林寺	1,104	(寛永11年以後)	道可 (道閑)	万治3 (1658)	明和5 (1768)
式見村	観海山 浄満寺	759	万治元 (1658)	教年	延宝元 (1673)	寛保3 (1743)
福田村	法林山 西光寺	529	(慶長期)	宗斎	明暦3 (1657)	宝暦11 (1761)カ
崎戸浦	海音山 信行寺	324	元禄元 (1688)	了空	記載無	享保2 (1717)*1
江島村	大林山 善行寺	163	延宝3 (1675)	了知	延宝4 (1676)	宝暦8 (1758) / 宝暦11 (1761)
平島村	高龍山 浄専寺	161	(万治元年)	教心	寛文11 (1671)	記載無

注) 藤野保編『大村郷村記』第5巻・第6巻(国書刊行会・1982年)所収の外海各村の寺歴の記事をもとに作成。なお、11ヶ寺は全て専念山正法寺の末寺。檀家数の合計は、6,996軒。

*1) 但、この場合は寺号免許。

請した。¹⁵⁾これを容れて、大村領では、真言宗寺院三ヶ寺、日蓮宗寺院五ヶ寺、浄土宗寺院二ヶ寺、そして、浄土真宗寺院四ヶ寺の計一四ヶ寺の新規建立が進められる。外海では、江島の善行寺、平島の浄専寺の建立がこれに関連する。また、外海の浄土真宗寺院は、全て大村の専念山正法寺（当初、西本願寺派）の末寺となったが、西福寺・帰命寺の両寺は、明暦三年以前より正法寺の末寺であり、残り九ヶ寺は、「郡崩れ」の後、正法寺の末寺となった。¹⁵⁾

正法寺の開祖道閑（もとは肥後国浪人林小七右衛門）は、元和二（一六一六）年、大村領内の浄土真宗法頭となると、翌元和三年より大村純頼の命令によって領内の布教に従事する。この時、横瀬浦を布教の出発地として、まずは、外海方面での布教に従事した。また、道閑は、寛永九（一六三二）年に上京。西本願寺より木仏寺号を免許され、玖島に創建されていた一寺を専念山正法寺と称した。その後も、純頼の再度の命令によって、領民教化のため領内を巡廻。寛永一一年の退院まで浄土真宗末寺の建立に関与した。¹⁶⁾

表1に示したように、外海の浄土真宗寺院の多くは、寛文～延宝年間にかけて、西本願寺より木仏寺号免許を受けた。だが、正法寺が元禄一三（一七〇〇）年、東本願寺へと転派したため、外海の浄土真宗寺院も、一八世紀中期頃、東本願寺派へと転派している。

安政三（一八五六）年頃の外海の各浄土真宗寺院の檀家数をみると、全体で六九九六軒。寺別では、三重村正林寺（一一〇四軒）と瀬戸村光明寺（一〇三四軒）及び神浦村光照寺（九六五軒）の檀家数が多い。これらを外海全体の竈数と対照してみる。『郷村記』から得られる外海の総竈数は、家船一三〇艘を除いて六七七二軒なので、浄土真宗檀家の軒数は、家船を加えても、外海の全竈数を超える。創建当初の横瀬浦から移転した天久保村帰命寺の場合のように、外海以外の村浦の檀家を抱えた寺院が存在したことが理由であろう。即ち、外海におい

ては、浄土真宗がキリスト教と入れ代わるように勢力を築き、一七世紀中頃には、本山正法寺の末寺として再編され、寺号の免許も相次ぐに至った。大村藩が「郡崩れ」後に再構築した宗門改制度のもと、外海の人々は、その大多数が浄土真宗の檀家であった。

1・2 外海の人口

浄土真宗において、間引が忌避され、その結果、同宗への帰依が篤い地域では、人口の増加が著しかったことが既に明かにされている。¹⁷⁾ 以下のように、『郷村記』が記す幕末期の人口データには、かかる点が如実に反映されている。過密な人口を擁した外海の人々の生活はどのようなものであったのか、この点を、「大村藩史」・「大村藩史稿」等によって確認しておこう。外海各村の概要について、「大村藩史」¹⁸⁾が記すところは、概して、外海は極めて人口が多く、これを養う田畠に乏しい。よって、貧困者が多数を占めている。不足しがちな食料を得るため、海難・溺死の危険を冒して日に数十里沖まで出漁する。一方、米の収穫量も少ないため、芋（甘藷）を常食としたとある。外海の家船や神浦村付属の池島の説明は詳しい。さらに、外海の弊害として、財産分与をとまなう分家慣行があげられている点は注目される。

同種の記録「大村藩史稿」¹⁹⁾によっても、外海の各村は、耕地に乏しく、住民が貧しいとある。各村の生業は、大きく農業（畠作）と漁業に限定されていたことが読み取れる。先の「大村藩史」と同様、ここでも三重村は「耶蘇宗徒」が集住した村であることが記されている。²⁰⁾

「大村藩史」は、外海の人口について、概して貧しい地域でありながら、「極めて多く」と記した。明治元（一八六八）年の状況調査であるため、幕末期の外海の人口についても、ほぼ同様であったと推測できる。五島

表2 「郷村記」にみる幕末期外海地方の人口

村名	人口	内訳		宗派内訳			竈数	備考
		男	女	浄土宗	法華宗	真言宗		
面高村	721	360	361		128		593	
天久保村	413	202	211				413	
黒口村	397	208	189				397	
大田和村	1,191	641	577		135		1,056	
中浦村	1,018	501	517	21	180		879	
多以良村	1,210	637	573		80		1,122	
七ツ釜浦	1,019	506	513				1,019	
瀬戸村	3,931	1,917	2,014	16	20	1	3,894	679
神浦村	5,460	2,728	2,732	26	106	3	5,325	1,081
黒崎村	1,457	727	730		29		1,428	257
三重村	3,430	1,707	1,723	3	62	6	3,359	629
畝刈村	1,564	800	764		79	1	1,484	280
式見村	4,616	2,290	2,326		3	5	4,608	778
福田村	3,026	1,445	1,581		5		3,021	536
大島村	1,007	504	503	6	14		987	193
黒瀬村	933	454	479		15	23	895	153
蛸浦村	704	334	370	3	5		696	138
崎戸浦	585	296	287	1	1		583	121
松島村	2,007	963	1,044	183	16		1,808	397
江島村	757	389	368	18	1	3	735	168
平島村	667	338	329	20	15		632	170
小計	36,113	17,947	18,191	297	894	42	34,934	6,772

注) 藤野保編「大村郷村記」第5巻・第6巻所収の記事をもとに作成。

灘・角力灘海域における外海の人口問題は、後に検討する移住の発生と展開について、必要な背景・条件となっている。表2に、外海各村浦の人口と男女別の内訳、再確認の意味も込めて宗派別の内訳、さらには竈数などを示した。神浦村の五四六〇人という人口は、他村を圧倒している。これに式見村・三重村・福田村・瀬戸村などが続くが、一カ村単独で五〇〇〇の人口を擁する村は、大村城下の九四七八人を別格として、川棚村(五五八五人)・上波佐見村(五五三一人)と神浦村の三ヶ村のみである。

この神浦村の人口を軸に、五島灘・角力灘海域の人口分布の概要を他藩の記録を参照しつつ示してみたい。平戸藩(六万三〇〇〇石)の場合、天保

一二（一八四一）年と同一三年について、平戸城下町を除いた村浦の人口の書付がある。²² これによっても、単独で五〇〇〇人を超えた村浦は存在しない。村別では、生月里村（三四七七人）・佐世保村（三四七三人）・山口村（三三二二人）の三カ村が三〇〇〇人を超える人口を有し、浦別では、勝本浦（二〇四一人）・小値賀浦（二〇三一人）・生月浦（一九五七人）の三ヶ浦が突出して多い。一方、五島福江藩（一万五五三〇石）全体については、天保一〇年について、「宗門御改惣目六之写」がある。²³ これによれば、福江藩の総人口三万五三八三人という数値が得られる。『郷村記』が記す大村藩（二万七〇〇〇石）の総人口が、一万七三〇〇余人。城下町を除く平戸藩の総人口は、先の史料によれば、一三万八五〇人。福江城下の正確な人口が得られないという点があるが、概して福江藩においては、「五嶋以前各地広ニ候得共、人少ニ而田野不相開」と人口の少なさが指摘されている。

所領石高に対する人口比が、大村領は桁違いに高い点が注目される。福江領に至っては、外海の人口と藩領の総人口が匹敵するという様相である。第4節で検討するように、大村藩は、この膨大な人口を抱えて、三〇歳未満の婚姻禁止や田畑の惣領単独相続の徹底化などを計ってきたが、一八世紀末より、「大村藩史」も弊害として指摘した分家の抑制に向けて梶を切った。また、全領規模で人口が多い大村領にあって、その過半数の人口が外海にあり、五島灘・角力灘海域における幕末期の人口分布は、神浦村・瀬戸村・三重村・式見村・福田村といった三〇〇〇を超える人口を擁した村浦があった外海に偏重していたと言えるだろう。

1・3 移住と水運の拠点

外海の中でもとりわけ多い人口数が記録された神浦村では、村内の大野郷（寛文一〇年開発・竈一四七軒）、

大中尾郷（延享三年開発・竈八八軒）、夏井郷（文政六年開発・竈五七軒）、道徳郷内口福（天保六年開発・竈一五軒）、大木山新開（弘化四年から安政三年まで田二町八段と畠二町六段程開発・竈五〇軒）といった五ヶ所において、開発が行われた。²⁵ また、文政三（一八二〇）年より、外海の大島・黒瀬の両新地への移住も始まり、神浦村から男女九七人が移住した。²⁶ 神浦村では、一七世紀中頃より自村内の開発を進めてきたが、一九世紀前半、大野・大中尾両郷新開地の居住者が、さらに、外海の大島村・黒瀬村の両新地へと移住するといった現象が生じていた。

他方、上方と長崎を結ぶ西海航路の要衝でもあった外海は、「瀬戸浦と云、諸国の商船爰に幅轆す」（瀬戸村）²⁷、あるいは、「港内小嶋有て船楫の便最能く、諸国の商船総会の地にて、領内第一繁昌の船着なり」（松島村）²⁸とあるように、多数の廻船と物資が集散する地域であった。²⁹ 『郷村記』に記載された村浦別の船舶数をみると、瀬戸村の二三七艘が最も多く、式見村一五〇艘、神浦村一二九艘がこれに次ぐ。三重村・江島村の両村も共に一〇四艘を所有する。船の帆数では、最大の二一反帆船が松島にあった（一九反帆船も同村にある）。しかし、一〇反帆以上の船舶数は、神浦村が九艘を有し、外海随一である。瀬戸村は、二反帆船一二〇艘と三反帆船五〇艘と比較的小型の船舶が多数存在する点に特徴がある。さらに小型の一反帆船については、江島村四六艘、三重村三六艘という両村が上位に来る。こうした外海における水運の展開と密接な関係にある村浦の浦百姓数³⁰についてみると、式見村三九四軒、神浦村三五九軒と、船舶の数に比例して多いことが分かる。三重村の一七七軒は、外海では三番目に多い。このように神浦村は、船舶数と浦百姓数という両者の面からみて、外海有数の水運の拠点と位置づけられる。

また、生月・有川・立串・魚目といった各所から、鯨肉・鯨皮・鯨骨等を取引するための船舶が、頻繁に外海

へと入津している様子が万延元（一八六〇）年の「鯨并爨塩帳」³¹から窺える。即ち、外海沿岸部をほぼ南北に縦断する西海航路と、外海と五島方面を東西に横断する航路によって、まさに網目のような海域内の水運網が形成されていた。外海はこの水運網によって、五島・平戸方面と密接に結び付いていた。なお、外海と五島を結ぶ航路としては、松島と中通島の南東部を結ぶ東西を横断する航路が確認できた。³²

『郷村記』神浦村の「由緒之事」が示す、「一 寛政の始より当村百姓、五島へ徒住せしもの凡五百人余、彼地にて段々人数相殖へ、当時神浦居付数ヶ所有之由、尤先年彼方より百姓所望二付、当村より人数遣すなる」³³という、五島への本格的な移住は、これまで述べたような同村の過密な人口（耕作地の不足）と海域内の水運網を前提とし、これに藩の分家抑制策、さらには、大村藩と五島福江藩との間で成立した百姓移住協定（後述）が重なったことで惹起される。以下、直接的な契機となった大村藩の政策をみてみたい。

1・4 大村藩の分家抑制策

大村藩では享保飢饉において、一万二二〇〇人余の飢人を出すも、この地域で栽培されていた芋（俗称「八里半」）などの効用によって、一人の餓死者も出さず、この飢饉を乗り切った。³⁴ また、明和五（一七六八）年二月二八日には、潰れてから一〇ヶ年以内の竈再興を吟味次第にて許可するとした通達を発するなど、自領内の人口に関する藩の危機意識は看守されない。³⁵ しかし、その二年後、明和七年七月一七日、近来、宗門改人数が増大したとして、宗門方の廻在人員の増加（八人から九人とする）³⁶が計られた。

藩の自領内の人口に対する危機意識は、寛政八（一七九六）年二月一九日付の法令で確認できる。即ち、「御領内従前々人別多御高前不相応二有之、至後年、万民之難渋眼前之事二候」³⁷と、法令冒頭から強い危機感が打ち

出された。人口が増大した理由について藩は、「妻を持候年齢且本家を離局住と申、二男三男之内、内分二而名地を分取立候儀等堅不相成旨被仰付置候得共、心得違之者多、段々相猥、諸村共増人際限無之」、或いは、「妻を持候年齢且本家を離局を立、或は本家之内二局住と名を付、二男以下之者共え内分二而名地を分、妻を入、本家同前年々増人多、際限無之」といった規定年齢（三〇歳）に満たない婚姻とこれに起因した二男以下の分家（分戸）慣行にあるとした。³⁸ こうした内々の婚姻と分家によって生じた「局」・「局住」は、「人別御改御法」³⁹に背くため、悉皆解崩しとなるべきところ、今年の人別改までは慈悲を以て「新竈」として許す。但し、今後、人別改の法に背いた場合は、本人をはじめ、「組一家」まで重科に処すとした。ここで示された人口増加の要因に対する藩の認識は、前掲の「大村藩史」等が外海の弊害として指摘した分家慣行に対する認識と共通している。即ち、一八世紀末、無制限な人口増加と分家による貧困の拡大再生産が、藩によって、極度に危惧される事態に至ったことが、この法令の背景であり、特定の地域が念頭に置かれたものとは読めないが、『郷村記』が示す人口などを考慮すると、藩領内でも、外海の動向が最も懸念されていたと想定される。

一旦は「新竈」として許可することで、以後の不法な「局」・「局住」などを抑止しようとした藩の意図は、「局」・「局住」以外の二男三男・苗字免許の間人・士分の隠居人・無足人らの新竈願、しかも冥加銀をともなった新竈願を多く誘発した。その詳細は、寛政二年二月二八日の法令の文面に述べられている。⁴⁰ 因みに、一定の冥加銀を条件として、「局」・「局住」以外の二男三男らの新竈を許すとは、一切通達されていない。よって、この時藩は、寛政八年の法令に準じない冥加銀によって許された新竈は、家作・婚姻の実態がであろうとも、家を解崩し、妻は離縁せしめ、本家へ回帰すべしと厳命した。あわせて、願いの際に出された冥加銀も返還すると達した。さらに、冥加銀をともならない前々からの「局」に対しても、その老父母の生存期間に限って許可する

という、やはり厳しい態度で臨んだ。『九葉実録』に収録された諸法令にみる藩の領内人口に対する危機意識は、一八世紀末のこの数年間が最高潮であったと見て取れる。一方で、新竈の許認可に関する寛政八年の藩の指示は、各村浦の末端にまで十分に貫徹せず、却って村浦社会と行政の混乱を招いた。

2 平戸領への移住

2・1 下方筋

大村領から平戸領への移住に関する記録の初見は、寛政一一（一七九九）年三月六日付の「下方筋え大村領之者數十人家内連ニ而相越候段、去ル二日申達候ニ付」という、平戸藩当職家老の日記である。⁴¹ 藩は原宇内を現地へと派遣し、事情を調査させた。平戸城下へと帰参した原は、渡航してきた大村領民が九五入程であり、彼らが紐差・古田辺を居住地としていることなどを報じた。その際の、「口書人数付」は、井元熊太夫から当職家老へと提出された。この「口書」には、彼ら大村領民の口から語られた平戸渡島の詳細な理由が記されていたと思われ、その一部が「当職日記」に抜粋された。即ち、「彼方（大村領）ニ而一統竈分ケ相願、其通相済候処、壹軒ニ付三百目宛出銀被申付、凌相成不申候故、罷出候」とある。管見の限り、大村領を離れた理由が、移住者自身の口から示された稀有な事例である。前章において、寛政八年の法令以後、大村領内では、冥加銀をともなった新竈願が続発していたことが確認された。だが、ここで述べられた事情は、『九葉実録』が示すところと若干異なる。即ち、新竈が許容されたところ、一軒に付「出銀」三〇〇目が命じられ、これが拠出できず、生活に支障を来したため、大村領を離れたと、彼ら九五人は述べた。新竈願の申請時に冥加銀を出すのか、申請許可後、一

軒に付銀三〇〇目の出銀を命ずるのか、といった相違である。ともあれ、自領内の人口増大を危惧した大村藩の寛政八年の法令通達の解釈を巡る村浦行政と社会の混乱が、平戸渡島の直接の背景であった。ところが、彼ら九五人は「無切手」⁽⁴²⁾状態であり、無切手者は領内に留め置くことが出来ないという当職家老の見解が示された。

約二ヶ月を経た四月晦日頃、事態は新たな展開を迎える。無切手で領内を離れた百姓（おそらく先の九五人を含む）を搜索して、大村藩の「中小姓位」と「足軽体」の給人ら（田崎安右衛門・森九内ら三人）が、紐差村庄屋方を尋ねた。百姓らが大村領を離れたのは、寛政十一年二月六日であり、五島方面を搜索したところ、下方筋へ逗留しているという情報を掴んでの紐差村訪問であった。藩は、大村方との折衝役に大曲助右衛門を立てて、五月八日頃より、紐差村庄屋方で数度の対談を開催⁽⁴³⁾。この際、大村藩と平戸藩との間で往復された書付類は、一箱に入れて、平戸の勘定場において保管されたらしいが、こうした書付類は、現在確認できない。また、一連の交渉・折衝の後、彼ら九五人が居付いたのかどうか、不明な点が多い。大村方との折衝が一段落した八月一五日、下方筋は、「窮民多、連年難洪之趣」として、藩主の意向で御救御用掛（藺田和平・原宇内）が設けられ、救恤の対象地域となった⁽⁴⁵⁾。なお、七月朔日、折衝役の大曲助右衛門は、「此度大村令百姓共数千人忍参候儀二付而、彼方令相越候人对談数度、致太義候付、謁之」と、その労が賞されている⁽⁴⁶⁾。

2・2 黒島

佐々新田の開発発に引き続き、享和二（一八〇二）年一月晦日、公儀届出の平戸藩領郷村高一万三〇五三石余の内、九四九〇石余の引高について、「御先代格別之思召を以被仰付置候筋打捨、無御貪着姿二相成、不本意候に付、此度右引高之分追々開き継せ候様被仰出候」という領内の開発令が、野元弁左衛門・橋本甚五平を御用

掛として公布された。⁽⁴⁷⁾ こうした平戸藩領内での開発が本格化する二三年前の安永八（一七七九）年正月二九日、当時既に四人の百姓（万助・勘右衛門・太郎兵衛・勝平）が居住し、藩の牧場でもあった黒島に、針尾村居住の岡次郎左衛門（針尾村脇間）ら六人の入植が計画された。即ち、牧場が設けられていた黒島内の馬数を見込んで、島の半分を人家田畑として渡し、残った半分を馬の飼育を行う牧地とする。また、既住の四人に対しても、二町余を耕作地として渡すこととした。⁽⁴⁸⁾ なお、「以後、何之村二而も引直度願候者有之節ハ、可申達候、吟味之上可差免事」と、以後の黒島開発への参入は、願い次第、吟味の上で許可する方針が示された。⁽⁵⁰⁾

領内開発令が公布される半年程前、享和二年五月朔日、藩は平戸島津吉村（黒島は津吉村に属する）からの渡海などに不便な牧場としての黒島の活用を再考した。牧場としての機能は春日村牧場等へ振り分け、二〇〇石余の納米が期待可能な田畑開発地として黒島を位置づけ、自領に限らず、他領からの居付の積極的な導入も図られた。⁽⁵¹⁾ 翌年二月一六日、「当島之儀は纔是迄拾四五軒之竈二而、且寺と申而も無御座、最早数十軒相成、何レえ渡海仕候而も波濤三里之場所二而、風波之時分、病死等之節、嶋中一統之難儀御座候」として、津吉村長泉寺隠居所を黒島内の釈迦堂という地へ造営する願が、島中及び五人頭重右衛門・初頭五平次より出され、これが許可された。また、三月二二日には、黒島牧地を鹿町懸の褥崎へと移転する計画も発令され、領内開発令を一つの契機として、他領者の入植・開発を想定した黒島の環境整備が進捗した。

大村領からの黒島移住の実態が判明するのは、天保一一（一八四〇）年三月七日、大村領の男女一三七人が居付を許されたという記事である。⁽⁵⁴⁾ 彼ら大村領の者男女一三七人は、文政一二（一八二九）年、黒島へと渡島、その滞在を許され、「嶋中人家も相増、去歳も札者御割増被仰付、夏秋御上納は不及申、諸色納物、公役二無滞、誠精仕罷在候間」とその開拓実績が評価された上で、天保一一年、百姓居付が認可された。渡航から居付百姓と

して藩の認可を受けるまで、凡そ一ヶ年もの歳月を要しており、当時の平戸藩の場合、居付百姓としての身分獲得が容易ではなかったことが判明する。

さて、大村領からの移住との関係は確認できないが、文政六（一八二三）年一〇月二九日、諸方からの居付者の窺分によって、黒島内の耕地が不足し、蕨山一帯を畑地として開墾することが、初頭民八らによって請願された。⁽⁵⁶⁾さらに、この時期の居付による黒島開拓の趨勢は、津吉長泉寺末寺（隠居所）として建立された興禅寺の文化一一（一八一四）年銘の梵鐘に、「我西海之中有黒嶋、旧属津吉邑、今開土徙民嶋栄村成于」と刻まれている。⁽⁵⁷⁾なお平戸領では、上記の他、野崎島へ天草・五島からの移住があった。⁽⁵⁸⁾

2・3 明治五年・同六年の動向

藩政期の下方筋・黒島・野崎島における移住と居付の推移を補うため、明治五年～同六年の「耶蘇教課者各地探索報告書」（早稲田大学・大隈関係文書・請求記号イ17315）に記載されたカトリック信者の動向の一端を示してみたい。

明治六（一八七三）年、平戸島の入信者は、四一四戸・二二三三人⁽⁵⁹⁾。「平戸嶋中野・宝亀・紐指・木勝・古田等ノ諸村ハ異宗徒雑居ノ地」とされた各村々では、中野村一七戸・一〇四人、宝亀村七二戸・二八六人、紐差村四四戸・二三五人、古田村八戸・四二人の計一四二戸・六六七人とその信者数が報告された。⁽⁶⁰⁾寛政一一年、下方筋へと渡った大村領百姓らは、同地域の村々へと居付き、明治初年には「異宗徒雑居ノ地」を現出せしめる源となったと推測したい。⁽⁶¹⁾また、天保一二年、大村領百姓ら一三七人の居付が認可された黒島は、明治六年の段階で、一九三戸・一二六六人という、五島灘・角力灘海域では、単一地域で最も多い信者数が記録された。明治五

年、「在崎日記 第十六」⁽²⁾の記述によれば、戸数一八四軒、人員約一〇〇〇人が悉く信者であったとあり、同島は、ほぼ全島規模での入信が起こった。さらに、同年の「西鄙異談 平戸部」⁽³⁾においては、「黒嶋異徒等会儀して、右島内二大ひなる礼拝堂を建立するの企あり」と、信者らの団結意識が特に強く窺える島でもあった。野崎島を含む小値賀では、八〇戸・二九九人という信者数が報告されている。

平戸領の場合、近世期の移住実態が把握できる事例が、次章の五島福江領に比して少ない。明治五年～同六年の二〇〇〇人を超えたカトリック信者数との乖離も甚だしく、史料的に裏付けられた以上の広汎かつ活発な移住と、居付先での人口拡大が、近世期に存在したと考えるべきであろう。

3 五島福江領への移住

3・1 福江藩の人別改

三井楽の居付百姓 本章では、外海から五島福江領への移住の実態を主に青方文庫の人別改に関する記録を用いて検討したい。移住の背景となった五島福江藩の事情については、前掲の内藤莞爾・高崎恵らの先行研究によって詳しくまとめられており、『五島編年史』・「増補継志図」等の記録を通覧しても、一八世紀中期から後期の福江領では、旱魃（明和八年）や風水害（明和三（一七六六）年五月・安永元（一七七二）年五月・同八年・天明元（一七八一）年七月・同五年九月・寛政四（一七九二）年六月・同年七月）といった自然災害が継起する一方、宇久・有川（明和五年）や若松（寛政元年）・福江（明和四年・同八年・安永五年・同八年・寛政四年）あるいは五島全域（安永四年）で疱瘡・熱病・麻疹といった疾病が流行している。明和八年の福江での疱瘡（翌年六月

に終息)では、多くの死者も出た。明和三(一七六六)年八月、福江藩領内百姓への申渡によれば、「百姓共近年別而困窮之時節」とあり、藩の財政が窮乏する中で、重い人夫役負担によって、特に百姓は極度に疲弊していた様子も窺える。⁶⁴また、天明四(一七八四)年は凶作のため、藩主の伊勢神社参宮御用銀を以て、上方より米穀を調達することが代官らへ通達された。こうした状況の中、福江藩は、明和七(一七七〇)年十一月、家中儉約を公布し、安永元年よりは新地改を行った。また、後に述べる安永四(一七七五)年から同五年にかけて、領民の把握による役目銀・夫役の公平化と新地開拓を目指して人別改が実施された。このような五島内の社会的・経済的な諸般の事情が、大村領からの入植の背景を構成している。寛政九(一七九七)年の百姓移住協定に至る福江藩側の主立った要因は、寛政三年三月より始まった福江吉久木無河原の開発や、寛政四年二月の幕府による荒地開墾方規の発令を受けての領内開発にあるとみなされている。⁶⁵

恰も堰を切ったように、移住が活発に展開する画期となった寛政九年を遡ること二五年前、安永元(一七七二)年七月、福江島北西部の三井楽における大村領百姓の居付認可の事例が、福江藩の記録では初見である。安永五年三月二六日、領内人別改の御用掛を命じられ、三井楽掛を廻在中の家老青方峻精は、同地の大村居付百姓を改めた。⁶⁶その際、峻精は、居付百姓の来歴を「日記」に書き留めた。彼らの居付願が、安永元年七月、当時の三井楽代官真弓弥五兵衛を介して福江城下へと出願され、これが認可された後、大村領百姓らが「外し証文」を持参。正式に三井楽掛両村の百姓へと編入されたとある。即ち、峻精が聞き取った居付百姓の事例が、藩の記録における初見である。

さて、居付願が出された当初、大村領百姓らは、本籍地の除籍と宗門を証明する証書類(「外し証文」)を携行しておらず、事後の居付承認であった。さらに、翌安永二年正月二六日、宗門方廻勤付奉行本村市郎左衛門が、

三井楽掛に居付いた「大勢」の大村領百姓を地下人同様に処遇したいとの案件を福江城下へと上申し、藩上層部もこれを認める判断を下したという記事がある。⁸⁷ またさらに、同じ三井楽において、安永五年七月二十七日、大村領百姓一四軒と漁師一軒の計七八人の居付が申請・認可された。⁸⁸ この時の大村領百姓らは、「往來手形」（あるいは「捨往來」と表記される）を携行していた。安永元年の三井楽における居付認可の情報が、次第に大村領内で伝播・共有され、局所的な事象ではあるが、この時期、三井楽への渡島と居付願が誘発されたものと思われる。

なお、先の安永五年の人別改の結果、三井楽掛両村の大村居付百姓らの夫役は、他の百姓と同等とするも、役目については、「未不有付」として、生活が軌道に乗るまでの間、免除することが決定された。こうした人別改を通して、福江領へと居付いた大村領の百姓らは、その家主（世帯主）の来歴・系譜などが調査され、人別改帳へと書留められることになる。

寛政九年の百姓移住協定 前述した大村藩における寛政八年の法令が公布された翌年一月二八日、大村藩と福江藩との間で、百姓二〇八人を「及相談貰取」とした約束（以下、移住協定）が成立していた。⁸⁹ この重要な事項について、『五島編年史』は、「大村家老片山波江ノ指示ニヨリ黒崎、三重ヨリ之ヲ送ル」として、黒崎村・三重村からの移住者の具体的な上陸地と移住先を挙げる。この案件の詳細を書き留めたとされる「用所留帳」は、現在、青方文庫等には確認できない。よって、この時の具体的な事情は、藩政文書の上から正確な検証はできない。ここでは、周知の編纂記録を用いて、簡単に経過を辿るに留めたい。

寛政九年の移住は順調に推移したが、寛政一〇年一月二五日、大村領神浦村の橋口紋右衛門、三江村（三重村）の岩中綱右衛門という両役人が、福江の町乙名才津久兵衛方を訪れ、大村領からの移住が中断し、相談通り

の百姓数が都合できない件を申し入れた。⁽⁷²⁾ 中断の理由は記されない。神浦村と三重村の両役人が沙汰をする心算とあるので、この件に関わった移住者は、両村の百姓であったと思われる。中絶状態にあった移住の完了をうけて、寛政一一年五月一日、長崎勤番牟田五平次が長崎へと向けて出船。「大村御屋敷え罷出、先頃被及御相談候百姓此方え引移候者共、追々被差越、忝存候、右御挨拶御使者相勤候様被仰付」と、大村藩（蔵屋敷）方へ百姓移住の礼を申し述べる使者役を命じられた。以上が福江藩の記録からみた両藩の百姓移住協定とその実施事情である。協定の内容については、全く確認できない。百姓一〇〇余人が最初の協定を経て、五島へと移住したと。及びこれに続く神浦村・三重村からの移住が画策されたが、何からの事情で順調に進捗しなかったこと。また、寛政一一年の段階で、協定にともなう移住が、一旦、完了したことなどが指摘できよう。但し、二男以下の新竈願が続発していた大村藩は、百姓移住協定を以て、主としてこうした階層を五島へ送り出したと想定される。

これも周知の記録であるが、福江藩臣貞方定吉が、「寛政九年、大村の氓ヒキムシヤウ百八人五嶋へ来る、これハ 盛運公考に、五嶋ハ地広く人少ふして、山林のまだ開けざるを憂ひ玉ひ、此度、大村侯に乞て、かの氓をこの地へ移し玉ふ、これより後大村の氓らの由縁を以五嶋へ来り住する者数をしらす」と記すように、寛政九年の大村領からの移住は、一つの重要な画期であった。以降継起した大村領からの移住実態は、福江藩の編纂記録では、充分に補足することができず、⁽⁷³⁾ 以下のように、大村居付百姓の人別改帳(74)から、移住の様相を復元する必要がある。

青方文庫の人別改帳 管見のところ、青方文庫には、享保六（一七二二）年・安永五（一七七六）年・文政四（一八二二）年・慶応三（一八六七）年の四度の福江藩領における人別改帳計二六冊が残る。大村居付百姓は、前述の三井楽の事例が藩の記録の初見なので、文政・慶応の人別改帳とその関連文書が、福江藩領における大村

居付百姓分析の要となる。

福江藩の代官が管轄した各掛の侍・寺・町人・百姓らの人別改の情報は、「人附都合増減目録」として各掛毎に集約された。これが、文政四年の有川掛と慶応三年の玉ノ浦掛の二掛について伝来している。⁽⁷⁷⁾「人附増減目録」及び伝来した現物から、藩によって作成された人別改帳の各種類をみると、「侍帳」・「寺帳」など最低でも一八種類の人別改帳が存在していたことが判明する。⁽⁷⁸⁾また、各人別改帳は、複数の種類が一冊に仕立てられている場合もある。「被官帳」・「給地百姓帳」・「大村居付御蔵入地百姓帳」・「無足帳」の四種類は、青方文庫に伝来していない。四度の人別改毎についてみると、享保六年が、四掛・六種・四冊。安永五年が、一掛・一種一冊。文政四年が、六掛・七種・六冊。慶応三年は、九掛・一二種・一五冊となり、安永五年の人別改帳が最も少なく、慶応三年のものが最も多い。大村居付百姓については、蔵入地百姓・地百姓・納戸百姓の三種類⁽⁷⁹⁾が分析対象となり得るが、慶応三年の日島掛「人附居着地百姓帳」(青方14181)・福江掛「人附居付御納戸百姓帳」(青方14200)の二冊のみが青方文庫に伝来している。⁽⁸⁰⁾

また今回、文政四年の福江掛「居付百姓帳」が、五社神社文書(五島市観光歴史資料館寄託)に所蔵されていることが確認できた。⁽⁸¹⁾即ち、福江掛の大村居付百姓については、文政四年から慶応三年までの推移が把握できることになる。

3・2 福江掛の居付百姓

大村領からの移住事情 表3に文政四年の人別改帳に記載された世帯主(家主)数を出生地毎別に分け、かつ、移住時期と居付先毎に、その推移を一覧した。世帯主の出生地では、大村領神浦村二六人が最も多く、三重村・

表3 福江掛居付百姓の移住事情

出生地	世帯主数(人)	移住時期と居付先の内訳												
		寛政8(1796)	寛政12(1800)	享和元(1801)	享和3(1803)	文化元(1804)	文化2(1805)	文化4(1807)	文化8(1811)	文化10(1813)	文化12(1815)	文政元(1818)	不明	
神浦	26		茶園 1		宮原 1	浜頭 2 小田河原 1 大泊 1 六方 1	宮原 2	茶園 3			浜頭 7 宮原 1 六方 1	宮原 1		浜頭 2 不明 1
三重	6	半泊 1					宮原 1		半泊 1			半泊 2	半泊 1	
牧野	6			浜泊 6										
中浦	1							茶園 1						
長与	1							茶園 1						
不明	1					浜頭 1								
小計	41	1	1	6	1	6	3	5	1	9	3	1	3	

注) 福江掛「居付百姓帳」(五社神社文書・五島市観光歴史資料館寄託)より作成。表中、「茶園」は、「吉久木御茶園」のこと。

表4 福江掛居付百姓数の推移(文政4～慶応3)

年次	世帯数(軒)	総人口(人)	内訳		牛馬数(匹)	船数(艘)
			男	女		
文政4	45	207	121	86	記載無	14
慶応3	80	407	215	192	74	47
増加率	178%	197%	178%	223%	-	336%

注) 文政4年次は、福江掛「居付百姓帳」(五社神社文書・五島市観光歴史資料館寄託)。慶応3年次は、「福江掛居付御納戸百姓帳」(青方14-200)によった。

牧野郷(黒崎村)の六人がこれに続く。大村領長与村(内海)と中浦村(外海)は、各一人宛である。福江掛での居付先は、出生地毎に集住する傾向があり、浜泊の居付が全て牧野郷の出生者というのは顕著である。神浦村出生者は、浜頭(二人)が最大で、宮原(五人)と他の居付先とは距離を置く吉久木御茶園(五人)がこれに続く。三重村出生者六人については、五人が半泊に居付いた。また、世帯主の移住年次(推定)をみると、

寛政八(一七九六)年から文政元(二八一八)年までの二二ヶ年の間に、断続的に移住があったことが分かる。寛政九年の大村・福江両藩の協定が、一つの画期とみなされるであろう。福江掛の場合、享和元年(牧野郷からの移住)、文化元年(神浦村からの移住)、文化四年(神浦村・中浦村・長与村から御茶園への移住)、文化一〇年(神浦村からの移住)という年次において、比較的規模が大きい移住があった。

人口の推移 表4に福江掛の居付百姓の人口の推移を記した。文政四年次の人口は二〇七人。

表5 居付先毎の世帯・人口数の比較

居付先	文政4		慶応3	
	世帯 (軒)	人口 (人)	世帯 (軒)	人口 (人)
浜頭	12	59	7	37
浦頭			17	82
浜泊	6	22	9	39
宮原	6	28	16	86
半泊	5	23	7	33
六方	2	15		
小田河原	1	9	5	27
大泊	1	4	6	34
柿木谷			1	5
草津			2	13
葛山			2	12
鍋之窄			3	16
吉久木御茶園	7	22	5	23
不明	1	4		
小計	41	186	80	407

注) 文政4年次は福江掛「居付百姓帳」(五社神社文書・五島市観光歴史資料館寄託)、慶応3年次は「福江掛居付御納戸百姓帳」(青方14-200)による。但し、「浦頭」と「浜頭」については、混同と思われる記述がある。

慶応三年までの四六年の間にはほぼ倍増を遂げた。牛馬数は、文政四年のデータが存在しない。慶応三年についてみれば、ほとんどの世帯が牛を所有している。船数についても、破損など不明瞭な点が多いため、正確な対比は困難であるが、人口数の倍増とともに、各世帯における船の所有率も上昇した。慶応三年の場合、船のほとんどは「丸頭」であり、「伝間」が一艘となる。

次に、居付先毎の世帯・人口数を表5に示した。なお、文政四年の人別改帳に破損が多いため、人口数・世帯数の合計が先の表3の数値と一致していない。福江掛の居付百姓は、居付先での世帯・人口数を拡大させると同時に、文政四年以降、柿木谷・草津・葛山・鍋之窄といった地域へも自らの集団内から移住者を送り出した。人口の増加にもなった居付社会の拡大が指摘できる。

文政四年以降の新家創出と相続 福江掛の居付百姓については、文政四年以降、大村領からの移住は事実上終息している。文政四年と慶応三年の同掛同種の居付百姓に関する人別改帳が対照できなかった従来の研究は、この点が十分に補足できていなかった。さて、慶応三年の人別改帳によって、この間の世帯の創出及び相続の動向をみてみたい(表6)。なお、人別改帳の記載順に従い、各世帯主(家主)に通番(表中のID)を振った。

表6 福江掛居付百姓世帯主の相続形態（慶応3）

分類とその件数				該当する世帯主ID					
新家	30	家主	3	大村領（神浦）	2	1, 6			
				大坂（石田新田）	1	80			
		分家	27		家主の弟	9	8, 46, 50, 57, 63, 64, 72, 73, 75		
					家主の二男	9	2, 16, 25, 30, 36, 38, 47, 53, 70		
					家主の二男の二男	4	4, 20, 24, 52		
					家主の三男	1	23		
					家主の四男	2	44, 76		
					家主の五男の倅	1	78		
相続	48	家主	33	長子相続	19	完全*1	15	3, 11, 12, 14, 15, 19, 28, 29, 37, 39, 51, 59, 60, 65, 77	
						非完全*2	4	7, 31, 43, 49, 62	
			6	非長子相続		家主の二男	1	27	
						家主の三男	4	40, 41, 45, 58	
			8	養子相続		家主の四男	1	22	
						納戸百姓	3	33, 56, 66	
					蔵入百姓	1	5		
		15	分家	11	長子相続		養子相続	2	18, 61
							大村領（牧野）	1	42
							父代分家	11	9, 21, 26, 32, 34, 35, 48, 55, 67, 71（父代納戸百姓入）, 74
		4	養子相続		御納戸百姓	2	54, 69		
					御蔵入百姓	1	17		
					楠原居付	1	13		
		無家				1	79（有川掛友住遠島）		

注）「福江掛居付御納戸百姓帳」（青方14-200）より作成。項目中のIDは、便宜上、帳簿の先頭から記載された順番通り、各世帯主毎に筆者が付けた番号である。

*1）「完全」は、文政4年以降、長子のみが家主を相続した事例。

*2）「非完全」は、文政4以降の相続において、長子以外の相続が確認された事例。

福江掛において、「新家相立」（三〇軒）とした新家の創出については、新分家（二七軒）が基本となる。その分家も、弟及び二男が中心となり、三男以下の分家創出軒数は四軒に過ぎない。また、前述の通り、文政四年以降、大村領などの外部から新たな居付は入れない、或いは、入らないという方針が、藩もしくは居付共同体レベルにおいて存在していたと思われる、三軒（内二軒が神浦村）の新たな移住が確認できるのみである。

続いて、文政四年次の家主家（四八軒）の相続事情をみてみたい。家主家を相続した世帯は三三軒。さらにその相続事情をみると、長子相続一九軒、非長子相続、即ち、二男以下の相続が六軒、養子相続が八軒となる。養子相

続の場合、福江掛内の納戸百姓からの養子が三軒、蔵入百姓は椎山蔵入百姓からの養子、竈百姓からの養子は、宮原の竈百姓から一軒（ID-61）、住所不明の居付竈百姓から一軒（ID-18）である。牧野郷からの養子一軒（ID-42）は、牧野郷の竹作が二〇年前に福江島に渡り、浦頭家主弥五右衛門（文政四年の人附帳に記載がある、神浦村出生の百姓）の養子になった事例である。福江掛に入植する際、養子縁組の形式で入植し、居付いたものであろう。

分家を相続した世帯は一五軒であり、家主の親の代に分家した世帯を相続した事例が一一軒と多い。分家を養子が相続した事例は四軒。その内、岐宿掛楠原居付与市の三男要蔵が、文政四年の家主寅蔵の弟才蔵の養子となった事例は、他掛の居付間での養子縁組が確認できた珍しい事例である。

外海の場合、三〇歳以下での婚姻とこれにもなう二男以下三男等の分家を藩が厳しく制限したことは第1章でふれた。だが、福江掛の場合、分家の新たな創出が、居付社会の人口増大に寄与したとみるべきであろう。

3・3 日島掛の居付地百姓

大村領からの移住事情 ここでは、「慶応三年 人附居着地百姓帳 日之嶋掛」(青方14181)を用いて、福江島より北方、若松島北西部の日島における大村領からの百姓の移住を分析してみたい。

日島（西島）掛内の日島・漁生浦・有福・間伏・榊ノ浦の各村浦の大村領居付百姓世帯について、まず、基礎的な情報を述べる。人別改帳に記載された世帯主について、その由緒書をもとに、大村領出生者数（日島掛の場合、本人・兄弟・父・祖父などが大村領からの移住者であった場合も、大村領出生者として扱）^②、大村領以外からの移住者数（周防柳井・豊後佐伯・天草幾久ヶ浦）、その他（他掛からの新分家など）という三つの種類

に分けてみると、日島掛の居付百姓世帯数計九五軒の内、その七割以上の七〇世帯が大村領からの移住であったことが判明する。村浦では、有福(二八)・榊ノ浦(二二)・間伏(二四)・日島(四)・漁生浦(三)の順で、大村領からの居付世帯主が多い。単純な数だけでは有福が最も多いが、榊ノ浦・日島・漁生浦では、ほとんどの世帯が大村居付百姓の世帯と言えるほど、その割合が高い点にも留意したい。居付百姓の人口数をみると、総計四五二人の内、三三六人が大村領出生者の世帯に属する。

続いて、大村領から日島掛への移住形態について、渡航者と移住の時期、移住先と出生地との相関から推測できる範囲で述べてみたい。大村居付百姓世帯主七〇人について、大村領からの渡航時期を推定すると、文政四年の人別改の時を基点として、その前後とに大まかに分けられる。なお、渡航時期が不明な世帯主が三人いるが、祖父・曾祖父が渡航の場合は、文政四年以前と推定されるだろう。こうしてみた場合、日島掛の世帯主の由緒が判明する限りでは、文政四年以降の渡航が六五人と圧倒的である。即ち、日島掛においては、大村領からの移住のほとんどが、文政四年から慶応三(一八六七)年の人別改帳作成時までの四六年間の間に発生した。人別改帳に渡航の年次が明記されたものをみると、天保一三(一八四二)年二人、安政四(一八五七)年六人、元治元(一八六四)年・慶応元(一八六五)年・慶応三(一八六七)年が各一人宛となっている。渡航者の内

表7 日島掛各村浦における居付百姓世帯主の大村領出生地構成(慶応3)

出生地	世帯主数	内 訳				
		日島	漁生浦	有福	間伏	榊ノ浦
神浦	43	4	3	27	6	3
三重	11					11
黒崎	7				1	6
池島	2				2	
榎山	2				1	1
大野	1			1		
亀野	1			1		
彼浦	1				1	
池杵	1				1	
大田	1				1	
大村領	1					1
小計	70	4	3	28	14	21

注)「人附居着地百姓帳 日之嶋掛」(青方14-181)より作成。但し、家主については、本人・父・兄弟及び祖父以前の出生地に大村領が記載されている者を抜粋した。

訳をみても、文政四年以後の渡航は、本人が渡航した場合（四一人）が多く、これに、現世帯主の父が帯同した場合の九人、兄弟が帯同した場合の四人、叔父が帯同した場合の一人を加えると五五人。父代以前の渡航は一人となることから、慶応三年時の日島掛の居付百姓世帯主の内約八割は、大村領から渡航した本人自身である。実渡航者の名跡を継いだ世帯主、即ち日島掛移住後に出生した世帯主は、全体的に少ない傾向が見て取れる。より詳しくは世帯主の年齢などを勘案すべきであるが、文政四年から慶応三年といった約半世紀間の移住は、比較的、幕末に近い時期にその多くが実施された形跡があると推測される。こうしてみると、日島掛への大村領からの移住は、前節の福江掛とは全く異なった経緯を辿ったことになる。

続いて、各居付先村浦と大村領の出生地との関係を表7に示す。この表から明かなように、出生地では、神浦村が全体の六割を占めて群を抜いている。『郷村記』神浦村の記述によれば、「神浦居付数ヶ所有之由⁸⁴」として、同村出身者が集住した居付先が五島に数ヶ所存在したとある。有福は、まさにこうした居付先の一つであろう。神浦村に続いて、三重村が多い。大野郷と池島を神浦村、檜山郷を三重村とすると、神浦村出生者は四六人、三重村は一三人となる。神浦村・三重村を除く外海では、黒崎村の七人があり、亀浦・彼岸・池田（大村城下）などは各一人と少ない。居付先別では、神浦村出生者が有福に集住した点に一つの特徴があり、他方、三重村及び黒崎村の出生者が、榑ノ浦内の月ノ浦に集住する傾向があった。この点、福江掛と同じく、出生地の地縁を母体とした居付コミュニティの存在が示唆される。

居付者の生業 大村領出生者の家族数の男女内訳と牛・船といった生業手段の一端を表8に示す。とりわけここを指摘したいのは、福江掛と同様、船の所有状況である。表に掲載した七〇世帯の内、三三世帯が、小船・丸頭

をはじめとした小型船舶を所有した。これは、福江藩内の地百姓・浜百姓・竈百姓らには見受けられない傾向であり、居付百姓の際だった特徴の一つである。⁸⁵⁾元来、外海において、生活のための危険な漁労が強いられ、たこともあり、五島列島の海辺に移住した百姓にとつて、各世帯の小型船舶は、生業手段の一つとしての機能を果たした。また、複数の島嶼から成る日島掛では、島嶼間の移動手段としても、当然、機能したであろう。さらに注目すべきは、榑ノ浦における家主半蔵の帆船（二反帆）所有である。同人は、大村領三重村の出生であり、文政四年後に渡航。榑ノ浦内の月ノ浦へと居付いた。月ノ浦は、文政四年以後、三重村からの移住者が集住した地区である。半蔵は、息子三蔵とともに渡海・移住したことが記されるが、その際、こうした帆船が用いられたかどうか。また、半蔵の帆船の往復によつて、三重村から月ノ浦への組織的な移住が実現したのかどうか。三重村は第1章で指摘したように、小型帆船の所有に特徴がある外海の村であり、外海から五島への移住手段について、貴重な示唆を与えるものであろう。

日島掛の別改帳の分析より、移住に関する福江掛との共通点と相違点が明らかとなった。即ち、外海からの移住は、五島各地の同郷者が集住する地区へと移住し居付く、あるいは、同郷者同士で移住し居付く、という傾向が顕著に存在した。また、居付百姓の出生地は、両掛ともに神浦村出生者が、他の外海の村浦に比して圧倒的に多く、日島掛有福では、まさに「神浦居付」という集住形態がみられた。相違点は、日島掛の場合、文政

表8 大村領からの居付百姓の人口と牛・船数（慶応3年）

村浦名	人口	内 訳		牛	船	内 訳		
		男	女			小船	丸頭	帆船
日 島	20	10	10		1	1		
漁生浦	14	8	6		2	2		
有 福	141	72	69	4	13	11	2	
間 伏	60	37	23	2	4	3	1	
榑ノ浦	101	50	51	1	13	11	1	1
小 計	336	177	159	7	33	28	4	1

注)「人附居着地百姓帳 日之嶋掛」(青方14-181)より作成。
但し、牛の単位は疋。船の単位は艘。
榑ノ浦における帆船所有者は、半蔵で、二枚帆。

四年以降の大村領からの移住・居付が多数を占めたが、福江掛の場合は、文政四年以降の大村領からの移住がほぼ終焉し、居付社会が成熟へと向かった点である。

3・4 福江領の居付社会

福江島の居付社会 福江島の福江掛では、文政四年以前、寛政八年～同九年頃を画期とする大村領からの継起的な移住が検出された。それら百姓は、出生地毎に、特定の地区に集住する傾向が看守されると同時に、享和三の年の牧野郷出生者の半泊集住、文化一〇年の神浦村出生者の浜頭集住など、移住時期と移住地毎についても、明確な画期が存在した。居付先遣者による惣漕と出生地コミュニティの萌芽・形成も推測されるであろう。

逆に、慶応三年の人別改帳では、文政四年以降、大村領からの移住が二軒に留まっている点は興味深い。福江掛に限れば、文政四年を区切りとして、大村領からの直接移住はほぼ終息したと言え、その後、居付百姓数は、福江掛内において、ほぼ倍増といえる増加を遂げた。牛馬・小型船舶の所有率の高さからも、居付社会の成熟が窺える。

こうした大村居付百姓らによって形成された福江島の居付社会の人口と耕作地拡大の様相について、関連する事例を岐宿村と玉ノ浦掛から示したい。なお、岐宿村の事例は、五社神社文書に収められた天保六（一八三五）年の「地押野島帳」⁸⁶の分析にもとづく。即ち、表9に示した通り、岐宿村の居付百姓である喜蔵（二九筆）・藤兵衛（二五筆）・勇吉（七筆）・福右衛門（七筆）・竹蔵（三筆）らが、複数の島作地を名請している様子が復元できた。中でも喜蔵は、「道之浦」・「西津」という字を中心として、単記で一丁歩を超える広大な島地を名請けしていた実態が明らかとなった。さらに、この喜蔵は、既存の耕作地を名請けするばかりではなく、「折尾之上」

にて四畝余の「享和改」畠地の開作人としても記載がある。彼ら居付百姓が、大村領からの居付百姓との査証はないが、岐宿は、明治五年の調査で三八〇人のカトリック信者が確認された福江藩の中でも比較的大村領からの居付が多いと推定される地域である。⁽⁸⁷⁾ こうした地域にあった居付百姓が、広大な畑地を名請し、さらには実際の新島開発を行っていた具体的な様相が、藩の文書（検地帳）から判明した。

また既に内藤氏によって分析がなされているが、⁽⁸⁸⁾ 大村居付百姓人口の推移について、玉ノ浦掛を例示してみたい。慶応三年の「玉之浦掛 人附都合増減目録」には、人・午・馬・船の高について、「文政改高」の数値が記載されており、その推移を辿ることができる。人高の場合は、「侍帳」以下「大村居付地百姓帳」まで一三種類の人別改帳の人高推移が判明する。玉ノ浦掛の家数は、文政四年から慶応三年の間に六五軒の増加があり、同様に掛内の人口数は、わずか八人の増加があったに過ぎない。一方、同掛内の大村居付百姓の増加は顕著という他ない。家数で一軒から三八軒へと二七軒、人口においては五五人から二二九人へと一七四人もの増加をみた。福江掛の事例のよう

表9 岐宿村居付の名請筆数・畝数（天保6）

名請人	筆数	畝数小計	主な字名・筆数・畝数		
			字名	筆数	字名毎の畝数
喜 藏 (内勇吉と連名1筆)	29筆	1 丁 4 反 3 畝 0 歩	魚津ヶ崎	2筆	9 畝 13 歩
			西 津	6筆	6 畝 18 歩
			道之浦	10筆	5 反 8 畝 3 歩
藤 兵 衛	25筆	7 反 2 畝 3 歩	八幡田	4筆	9 畝 24 歩
			道之浦	7筆	8 畝 15 歩
			山 川	10筆	3 反 6 畝 18 歩
勇 吉 (内連名1筆)	7筆	3 反 0 畝 21 歩	山 川	6筆	2 反 8 畝 9 歩
			八幡田	1筆	2 畝 12 歩
福右衛門	7筆 (内連名1筆)	3 反 3 畝 21 歩	山 川	5筆	2 反 5 畝 6 歩
			深六畑	2筆	8 畝 16 歩
竹 藏	3筆	3 畝 27 歩	よしづ	3筆	3 畝 27 歩

注)「岐宿村 地押野畠帳」(五社神社文書・五島市観光歴史資料館寄託)より作成。

に、外部からの新規移住が終息した後の人口増加かどうかは不明であるが、福江掛・玉ノ浦掛の事例から、福江島の居付社会の人口増加の速度は、在来の福江藩領民と比較した場合、急速であったことは明かである。文政四年以降の居付社会の拡大と成熟は、福江島、ひいては五島福江領における一般的な動向として考えられないであろうか。第1章（もしくは第2章も含めて）の分析をあわせると、大村領や外海で起きていた人口増大の現象が、五島各所の居付社会において現れていたことになる。移住協定前、寛政五年五月二日に報告された福江領の人口総数は、二万九四五四⁽⁸⁹⁾。第1章で示した天保一〇年五月の総数が三万五三八三人と、四六年間に、福江領全体で五九二九人の増加があった。こうした領内人口増加の背景に、大村領外海からの移住と、福江領における居付社会の拡大・成熟が大きく寄与したことは間違いない。

居付百姓の新天地開発 本節の最後に、大村領居付百姓と福江藩領内の新天地開発について、触れておきたい。「享保六丑年より文化三寅年迄新天地改高」（青方14347）により作成した文化三（一八〇六）年次のデータを示す（表10）⁽⁹⁰⁾。新高の記載がある一二ヶ所の村浦は、寛政末年より大村領からの移住者が居付いた土地と想定してよい。福江藩領全体の新地石高四一九石余に占める居付が関わった新地石高は二五石余と、その約六パーセントであり、とりわ

表 10 居付百姓に関わる新地高（享和3～文化3）

単位：石

島名	村名	石高	割合*1)
福江島	戸岐居付	0.5920	2.3%
	半泊居付	1.3893	5.4%
	樫之浦居付	0.0660	0.3%
久賀島	大開居付分	10.9910	42.8%
奈留島	奈留村居付	8.0838	31.5%
	船廻村居付分	1.3476	5.3%
	大串村居付分	0.1570	0.6%
若松島	若松居付分	0.2180	0.8%
中通島	宿之浦居付四ヶ三領	0.2825	1.1%
	荒川村居付四ヶ三領	0.3810	1.5%
	日之嶋村居付分	0.8322	3.2%
	太田村口々居付分	1.3220	5.2%
A 小計		25.6624	100%
B 享和3～文化3の総新地高		419.5346	
C Bに占めるAの割合		6.1%	

注) 「享保六丑年より文化三寅年迄新天地改高」（青方文庫14-347）より、居付に関わる部分を抜粋して作成。

*1) 「割合」は、Aに占める各地居付の新地高の割合。

け、久賀大開と奈留村の両所における居付らの新地開拓は顕著といふべきであろう。割合こそ少ないが、居付いから一〇ヶ年以内である場合が多いと思われ、居付は、短期間の内に二五石余の開発を成し遂げた。天保六年の岐宿村の事例で述べたように、従来の耕地を居付が新たに名請する場合もあり、こうした名請地は、恐らく新地高としては把握されていない。表10に示した新地高以外に、居付が名請した耕地も存在していたと想定される。大村居付百姓らが果たした五島の島嶼開発における社会経済史的な意義は、百姓以外の捕鯨業者・専門職人といった居付者らとともに積極的な評価が与えられるべきであろう。また、農村における居付百姓人口の増加は、百姓の人別単位で賦課される役目銀の増収(但し、居付百姓への賦課率は、他の地百姓より若干低い)^⑩と夫役負担者の創出という側面において、藩の財政運用に具体的な効用を及ぼした点も指摘しておきたい。

4 おわりに

本論では、一八世紀～一九世紀に展開した外海を淵源とする平戸・五島方面への移住について、可能な限り藩政文書によりつつ、その実態の復元を試みた。その結果、移住の大きな背景として、外海における人口の問題が浮かび上がった。なぜ、大村藩領の中でも外海において特段の人口増加が生じたのか。こうした要因の説明には、やはり、間引きを厭う外海の人々の内面的な問題を検討せざるを得ないであろう。その場合、通俗的な潜伏キリシタンに関する説明以上に、浄土真宗が間引きを禁止していた点がむしろ重要ではないかと指摘したい。限られた記述ではあるが、外海では、キリスト教と入れ替わるように、浄土真宗とその寺院が勢力を拡大した。即ち、外海の百姓は、その信仰がカトリックを継承したものであろうが、浄土真宗であらうが、おしなべて一般的に間

引きを忌避する傾向にあったことが、大村藩領、就中、外海全体の人口増加といった観点から説明できる。よって、外海からの移住者が居付いた五島の各所においても、同じ理由から居付社会はその人口を拡大させた。移住が事実上終息した後に人口の倍増を遂げた福江掛の大村居付百姓の事例には、こうした点が極めてよく示されている。

また、大村領から平戸下方筋への渡航・滞留については、寛政八年、大村藩が分家を抑制する政策を強く打ち出し、この時、藩の法令解釈を巡って、村浦社会と行政が混乱したことが主原因である。五島福江領への移住については、安永元年、三井楽の事例が藩の記録による初見であり、その居付百姓は、安永五年の人別改によって掌握された。以後、百姓役目の徴収、夫役の賦課を念頭に、大村居付百姓は、藩によって、出生地などが人別改帳に記されるに至った。この人別改帳を用いた福江掛の事例から、寛政九年の移住協定が、五島方面への移住が本格的に始まる画期であったこと。また、同様に日島掛の分析との対照から、文政期を前後として、その後の移住の様相に、掛毎の相違があり、就中、福江掛では、大村領からの移住が事実上終焉した後、居付社会が成熟を遂げたことが指摘できた。さらには、大村領からの移住者は、福江掛・日島掛において、神浦村出生者が多数を占めていたことなども確認できた。

具体的な移住者数については、寛政末年から安政三年頃まで、神浦村からの移住者数累計五〇〇人という数値が目安であろう。明治五年、福江藩は、一五〇〇人に及ぶカトリック信者が、奥浦・岐宿・三井楽・久賀・宿ノ浦・岩瀬浦・日島という近世期から大村領からの居付百姓がいた各所に存在していたことを把握している。⁹²こうした大雑把な比較によって、百姓として移住してきた外海出身者の中に、潜伏キリシタンが多数含まれており、⁹³五島各所の居付社会が急速に成熟する中で、潜伏キリシタンの人口数も飛躍的に増加したことが指摘できよう。

また、安政四（一八五七）年、三重村から日島へと居付いた百姓三世帯が、明治以降、全てカトリックへと入信した。日島では、大村居付百姓らのカトリック入信は限定的で、この三世帯の他に一世帯のわずか四世帯に過ぎなかった。⁹⁴この場合、「浦上崩れ」を避けるための亡命的な移住と目される。外海からの移住は、本論が明らかにしたように、経済的な事情による移住があくまで基調であり、幕末期には、弾圧からの亡命目的の移住も発生していたとみるべきであろう。文政四年の段階から居付社会が成熟へと向かった福江掛（奥浦）は、約五〇〇人に及ぶカトリック信者がいた（岐宿・久賀・岩瀬浦がこれに次いで多い）。⁹⁵一方、日島は、慶応三年の段階で、七〇世帯・三三六人の大村居付百姓を擁していたが、明治初期のカトリック信者（前述の通り、三世帯二五人）は、福江島などと比較して明らかに少ない。五島各所の居付社会の形成過程や成熟度合といった点も、幕末から明治初期におけるカトリックへの入信の動向に大きく関与していたとが示唆される。

【注】

- (1) 五島キリシタン史 仙台司教出版部・一九五一年二月（国書刊行会・一九七三年四月復刊）、八七～九一頁。
- (2) 国書刊行会・一九七三年八月。青方文庫（現在は長崎歴史文化博物館蔵）など未刊史料を多数引用し、これを編年で集大成した同書は、その後の五島の歴史研究にとって最も重要な文献の一つとなった。本稿においても、多くの示唆を同書より得た。
- (3) 長崎県教育委員会編・吉川弘文館・一九七三年二月。
- (4) 関係する自治体史は多く、全てを挙げることはできないが、本稿との関連では、『外海町誌』（外海町編・外海町役場・一九七四年一〇月）、『若松町誌』（若松町教育委員会編・若松町役場・一九八〇年三月）の記述が大いに参考となった。
- (5) 『五島列島のキリスト教系家族』・弘文堂・一九七九年二月、二四～二七頁。
- (6) 『キリシタン農民の生活』・葦書房・一九八五年二月。
- (7) 『自己像の選択』五島カクレキリシタンの集団改宗』の特に第一章第二節「藩政の衰退と大村藩からの百姓移住政策」（国際基

督教大学比較文化研究会・一九九九年四月）、一八～三三頁。

- (8) 原本は長崎歴史文化博物館蔵。引用は、藤野保編『大村郷村記』全六冊（国書刊行会・一九八二年～六月）によった。
- (9) 原本は、大村史料館蔵。本稿では、大村史談会編『九葉実録』全四冊・別冊（一九九四年七月～一九九七年三月）を原則として用いた。特に断りがない場合は、同書からの引用である。
- (10) 原本は、大村史料館蔵。本稿に関する巻は、原本を参照した。また、藤野保・清水紘一編『大村見聞集』（高科書店・一九九四年二月）の頁数を併せて示した。
- (11) 明暦三（一六五七）年一月一日、長崎奉行黒川正直は、大村領郡村矢次の兵作逮捕を大村藩家老中へ通知。これを切っ掛けとして、総計六〇〇人余にも及ぶ大量のキリシタン検挙事件が起きた（『見聞集』巻三九・刊本六二〇頁、『九葉実録』明暦三年一月一日条）。
- (12) 関連する箇所を抜粋すると、「然に其比外海筋に切支丹宗門発起するにより、其穿鑿の為に、寛永年中七ツ釜に一寺を建立し」（『郷村記』第五巻、四一五～四一六頁）とある。
- (13) 同様に、「慶長の比当領内耶蘇宗門禁止の砌、宗斎ト云僧当村ニ来り草菴を結び」（『同前』第六巻、二二八頁）とある。
- (14) 「見聞集」巻四二、刊本六九九～七〇〇頁。
- (15) 「郷村記」第一巻、二五八～二六〇頁。
- (16) 「郷村記」第一巻、二六〇～二六一頁。
- (17) 例えば、有元正雄『真宗社会史の構想—真宗門徒の信仰と生活』（吉川弘文館・一九九七年一月）、七四～八九頁など。
- (18) 長崎歴史文化博物館蔵・庶務課史誌掛事務簿・一般「じぶん」。「民俗」の部の冒頭に、「明治元年三月二日、藩庁を定るに及て従来の民俗を察し方に随ひ政を施す」とある。記事は、明治元年三月二日頃の成立と思われる、描写された状況については、藩政の参考とされた。内容は、いわば大村藩当局の公式な見解でもあった。
- (19) 「郷村記」第六巻の嘉喜浦村に収録された「家船之事附由緒之事」によれば、家船は往古より領内にあり、住人は常に船に居住した。漁業を以て生業となし、家船同志以外では婚姻関係は結ばない集団とある（三一〇～三一頁）。
- (20) 長崎歴史文化博物館蔵・庶務課史誌係事務簿・一般「じぶん」。明治元年から明治四年の記事がある。
- (21) 「明治六年深堀領異宗探索報告書」（原題を欠くため、仮題を付した）は、「長崎近郷諸嶋切支丹ノ蔓延ハ三重村ヲ根源トス、

三重村八旧大村領佐賀領犬牙相接シ、旧大村領八旧来宗門嚴禁ナル故、踏絵ノ期ニ至リ邪徒脱走シテ平戸・五嶋ニ逃ル、所謂居付ト称スル者ナリ、当時平戸・五嶋ノ邪ヲ信スルハ皆其ノ子孫ナリ」(『耶蘇教課者各地探索報告書』早稲田大学・大隈関係文書・請求記号イ・1325)と記している。即ち、明治四(一八七二)年一月六日より起こった伊万里県異宗徒の佐賀移送事件(伊万里県事件)を念頭に、伊王島(旧深堀鍋島領)など長崎近郷諸島のキリシタンは、外海の三重村(旧大村領と旧深堀鍋島領が混在)を根元とすること。また、旧大村領内の厳格な宗門改を忌避した大村領に属する三重村からの移住者が、平戸・五島にて「居付」として定着したと報告された。まさしく典型的な潜伏キリシタンのイメージに底通する報告であり、当時の福江藩・長崎府・中央政府関係者らの共通した見方であったと思われる。

(22) 『御領分中御物成高并家数人高扣』(松浦史料博物館蔵)

(23) 「公私袖珍手鑑」(長崎歴史文化博物館・青方文庫・青方1330)。以下、青方文庫からの引用については、史料番号で明示する。

(24) 「増補継志系図」(青方1313)寛政九年一月二八日条。

(25) 『郷村記』第六卷、七三～七四頁。

(26) 『郷村記』第六卷、七三頁・二二六〇頁・二八五頁。安政三年当時で、大島の竈数八五軒、黒瀬の竈数六〇軒とある。

(27) 『郷村記』第五卷、四一九頁。

(28) 『郷村記』第六卷、三三四頁。なお、松島では天明元(一七八一)年より石炭の採掘が始まり、諸国塩田の燃料炭として輸出された。中絶期を経て、文化四(一八〇七)年に再興。安政三(一八五六)年の石炭積出高は、六一七八万斤余。この石炭を積み出すため、諸国の廻船が頻繁に入津した(『同書』、三五九～三六〇頁)。

(29) 大村藩給人井手条右衛門が残した「旅船出入届帳」(長崎歴史文化博物館・井手家文書)の元治元(一八六四)年正月の帳簿(井手1363)によれば、瀬戸浦へと入津した諸国旅船は九〇艘に及ぶ。同地における商売品として、塩・素麺・綿・鯉・塩鯽・種子油・切芋・杉板などの移出入があった。なお、切芋は、前述の如く、救荒作物として外海の人々の生活を支えたが、「切芋」という一商品として加工され、旅船へと販売されていた。

(30) こうした見解は、梅田和郎・山下二・本馬貞夫「大村藩の地方支配について―「問役」を中心として」(『大村史談会』第五一号・二〇〇〇年三月)を参考とした。

(31) 井手家文書1363。井手条右衛門は、神浦村(嘉永四・一八五二年)・瀬戸村(文久二・一八六二年)慶応二(一八六六年)など

を勤務地として転任した。瀬戸村赴任前の万延元年当時の勤務地は現在、明らかにできない。だが、当該文書が示す船舶との取引場所は、記載内容などを考慮して、外海と考えてはば間違えないと思われる。

- (32) 福江藩家老青方連善は、天保三年一月二日、長崎から有川への帰路、この航路を使った（『有川組方并長崎出張公私諸覚日録』青方〔55〕）。即ち、松島から鯛ノ浦へと船で渡り、鯛ノ浦から有川までは陸路を使った。

- (33) 『郷村記』第六巻、七三頁。

- (34) 江戸幕府は、その理由を芋の存在に求めた（『九葉実録』第二冊、四三〜四四頁）。即ち、「去年以来、右芋二而飢人等も無之様二相聞居候様子」（『見聞集』巻五九所収「江戸え琉球芋被為差登候事」、刊本九九三〜九九五頁）とある。また、享保一八（一七三三）年、大岡忠相の用人山本左右太の要請にもとづき、同年二月五日、芋三〇〇斤が江戸へと送られた。

- (35) 『九葉実録』第二冊、一四五頁。

- (36) 『九葉実録』第二冊、二〇二頁。

- (37) 『九葉実録』第二冊、三四四〜三四五頁。但し、この法令部分の引用は大村史料館所蔵の原本によった。

- (38) 寛政元年一月朔日付「四民え之御教諭」によれば、大村藩領の百姓は、両親の介護・介抱など特別な事情がある場合を除き、三〇歳以下の妻帯が兼ねてより禁止されていた（『長崎県史 史料編 第二』・吉川弘文館・一九六四年三月、九三頁）。

- (39) 藩は、百姓の田畑は惣領にのみ相続するよう、貞享二（一六八五）年の「諸村制法」で定めた（『長崎県史 第二冊』大村藩、七〇頁）。

- (40) 『九葉実録』第二冊、三七五〜三七六頁。

- (41) 「当職日記」（松浦史料博物館蔵）。

- (42) 正式な手続きまで、大村領から五島福江領へと移住した百姓は、大村領の村横目が発給した「修切手」（往來手形）を持参した（浦川和二郎前掲書、八八頁）。

- (43) 「当職日記」寛政二年五月六日条・五月八日条・六月一日条・六月二九日条。但し、対談の内容について、「当職日記」が記すところは乏しい。

- (44) 「当職日記」寛政二年六月二九日条。

- (45) 「御意済帳」（松浦史料博物館蔵）寛政二年八月一五日条。

- (46) 「当職日記」七月朔日条。
- (47) 「御家世伝草稿」(松浦史料博物館蔵) 卷五五。但し、家中屋敷地・永代荒地については、代地を見立て開発することも同時に触れられた。
- (48) 「御家世伝草稿」卷四七。
- (49) 「御家世伝草稿」卷四七所収の安永八年正月二九日付桑田与五右衛門・志佐岡右衛門・鳥飼六郎大夫・森川弥兵衛・安見勝右衛門より花房多兵衛宛の達。
- (50) なお、平戸藩臣西家と黒島の関係などが書き留められた「西家旧記集」(佐世保市立図書館所蔵・複写本)には、「天明巳年、西家譜代二十八戸之外二黒嶋え佐賀領・大村領之者百六戸御許可を得て転住せし年号并二其頃の振合等不相知」、さらに、「天明巳年は静山公御代にて五年乙巳也、其頃御日記二不相見」と記される。天明五(一七八五)年の佐賀・大村領からの移住については、「御家世伝草稿」をはじめ、平戸藩の記録からは検出することができない。
- (51) 「御家世伝草稿」卷五五。
- (52) 「御家世伝草稿」卷五五。
- (53) 「御家世伝草稿」卷五五。褥崎牧場の見積もり総面積は二六七間。普請に必要な総人夫二〇三八人(人件費銀二貫四四五匁六分)という規模である。
- (54) 「御家世伝草稿」卷七八。
- (55) 「御家世伝草稿」卷七八。
- (56) 「御家世伝草稿」卷六七。
- (57) 梵鐘銘の作者は「葉起宗比丘」、梵鐘の鋳物師は谷口弥右衛門敏興。梵鐘奉納者には、郡代伊嶋忠兵衛、代官坂本猪右衛門、締役平山要助、作目附宝龜権治良、初頭民八といった藩・村方の役人の他、現住仏山祖門叟講頭松本建蔵・勝右衛門・幸助、西蓮九世雲山海和尚世話永田繁八・次藤助治良・万助・幾三良・利助・常蔵・棕三郎・青崎弁治良・永富伝治良・松尾文吉・重村市太夫。その他、相神浦郷中・高嶋中・九艘泊中が確認できる。大村領との関係は検出できないが、黒島近領の相浦・高島等から入植との関係性を示すものである。
- (58) 『小値賀町郷土誌』・小値賀町教育委員会・一九七八年三月、四九四頁。

- (59) この他、人数の記載はないが、柴山村一戸、下寺村七戸、神崎村九戸、褥村一七戸といった田平・鹿町・小佐々方面の各村の数値がある。
- (60) 「明治六年平戸島異宗徒調査報告書」(「耶穌教課者各地探索報告書」所収)但し、文書名は、原題を欠くため、仮題である。
- (61) 同報告書に、「当地異宗徒ハ多ク五嶋・大村・浦上辺ヨリ来リ居付候者」とある点からも、こうした推測は支持されるであろう。
- (62) 「耶穌教課者各地探索報告書」所収。
- (63) 「耶穌教課者各地探索報告書」所収。
- (64) 「律令探要」巻四(青方1488頁)。なお、「長崎県史 史料編第二」五島藩(87～488頁)に収録されている。
- (65) 「五島編年史 下巻」、七二三頁。
- (66) 福江藩が実施した人別改は、「改様之事、庄屋・小頭其次百姓共恣軒宛拾五才今六拾才迄之男之分ハ不残召出、人相致見分」(「就人別改御領分中廻勤日記并行事」・青方1493・安永四年一〇月二四日条)と、峻精が具体的な実施内容を記しているように、一五歳から六〇歳の男子については、役目銀賦課・算出の対象であったことから、個々人の直接把握がともなう厳格なものであった。
- (67) 「鵜山君御自筆御日記」(青方1493)、「増補継志系図 天」(青方1512)。鵜山は、青方運善の父繁治のこと。運善は、繁治の遺業を継いで「増補継志系図」を編纂した。その際、繁治が遺した記録類も参照されており、若干の相違はあるが、ほぼ同内容の記録が両者の文書にある。なお、「増補継志系図」は、天・地・人の三巻より構成され、弘化三(一八四六)年に成った。内容は、系図という標題ながら、宝暦八(一七五八)年、藩主五島盛道改名より、天保元(一八三〇)年の盛繁致仕までの藩主を中心とした藩政の詳細が収録される。編纂の意図目的などは、天の巻の自序・凡例に詳しい。
- (68) 「鵜山君御自筆御日記書抜」、「増補継志系図 天」。
- (69) 「増補継志系図 天」。
- (70) 『同書 下巻』、七二三頁。
- (71) 才津久兵衛は、福江町の旅人取次役を勤めていた(「増補継志系図 天」享和二年七月晦日条)。
- (72) 「鵜山君御自筆御日記書抜」。

- (73) 「鵜山君御自筆御日記書抜」、「増補継志系図 天」。引用は前者。こうした両藩の移住をめぐる協議の舞台として、長崎蔵屋敷が活用されていた点も留意しておきたい。
- (74) 「公譜別録拾遺」(長崎歴史文化博物館・福田文庫)。なお、この書物は、天保一(一八四〇)年の成立。引用書目に、「此書ハ青方弥五左衛門繁治致仕の後、盛道公・盛運公御平生の御行状を書き奉るもの也」と添えられた「青方鵜山二公遺事」がある。定吉は、「公譜別録拾遺」編纂にあたり、青方家繁治が編んだ記録を参照した。
- (75) この後であれば、文化八(一八一二)年四月三日、大村領七津浦の男女一五人が岩瀬浦へ居付いた事例がある(「盛繁公御一代 御日記抜書 卷二 青方」148頁)。
- (76) 享保六(一七二二)年以降、約半世紀に一度の間隔で、藩家老らを廻在させて実施された人別改にもとづき作成された各種の人別改帳を指す。
- (77) 「文政四年巳九月 有川掛人附都合増減目録」(青方「1-204」)、「慶応三年丁卯 玉之浦掛人附都合増減目録」(青方「1-204」)。
- (78) その他の人別改帳は、以下の通り。即ち、「社人帳」・「足軽・又者帳」・「船頭帳」・「小人帳」・「被官帳」・「御蔵入地百姓帳」・「給地百姓帳」・「竈百姓帳」・「浜百姓帳」・「町人町」・「職人帳」・「無足帳」・「丸木帳」・「大村居付地百姓帳」・「大村居付御蔵入地百姓帳」・「大村居付御納戸百姓帳」である。
- (79) 福江藩の百姓には、主たる生業の違いによって地百姓・浜百姓・竈百姓の三区分があり、さらに、地百姓が、私領或いは蔵入地といった支配体系の違いによって、地百姓・蔵入地百姓・納戸百姓の三種に分けられていた。天保四(一八三三)年付の藤原友衛「観業余録」(青方「148」)によれば、浜百姓は、「漁事を家業として、水主役を勤、海国重なる御手当となる者ともて候」、竈百姓は、「山働を家業と致居候、往古は塩竈を炊き営み」とある(原文の片仮名は、平仮名により表記した)。
- (80) 福江藩家老の文書に、多数の人別改帳が伝来した経緯については、家老の青方家が、峻精(安永五年)・繁治(文政四年)の両代、人附改御用の責任者を務めており、領内村浦の巡廻にあたって、藩庁にあった従前の関連諸記録類を調査し、必要に応じて写本等を作っていたこと。また、藩庁へと保管される原本を調製する際の案文や控を青方家が所持していたことなどがその理由として考えられる。
- (81) 現在、原本の確認は出来ておらず、今回は、五島市観光歴史資料館所蔵の複写本によった。複写本による限り、原表紙を欠く

など破損箇所が著しく、判読不可能な部分も多い。また既に同館により翻刻（未刊）もなされており、両者を対照しつつ分析を行った。五社神社文書の人別改帳の年次は、同館が比定した文政四年に随いたい。後述の慶応三年の人別改帳との記載内容との対応状況からみても、文政四年の比定は支持でき、文政四年の人別改帳も、居付納戸百姓のものであると断定できる。

(82) 高山久明「樽漕ぎ和船漁舟の船型調査と運動性能に関する研究」（長崎大学水産学部研究報告』No.88・二〇〇一年三月）により、ここでは、丸頭を有海船の系列に属する定置網漁などに用いられていた小型船舶として考える。

(83) なお、墨書された原文書には、朱書きによる修正・訂正が複雑になされており、判読・理解に困難がともなう。だが、多くの場合、朱書訂正の内容を勘案しても、墨書の記載に誤記がないものと判断できる。よって、ここでは、より情報が豊かな墨書の情報をもとに各項目の情報を記した。但し、付紙などを用いた明確な修正については、その修正に従った。

(84) 「郷村記」第六卷、七三頁。

(85) 慶応三年「玉之浦掛」人附都合増減目録によれば、地百姓・浜百姓・電百姓の内、小型船舶を所有・所持するのは、浜百姓（小船二艘・丸頭二艘）と大村居付地百姓（丸頭九艘・伝間三艘）であり、海運・漁業を生業とした浜百姓より大村居付地百姓の船舶所有数が高い。

(86) 五島市観光歴史資料館寄託文書。ここでも同様に、同館所蔵の複写本によった。

(87) 「異宗徒人口戸数并死生出奔調目録 福江藩」（長崎歴史文化博物館蔵・一般公開）。福江掛の奥浦が四七九人で最大であり、岐宿はこれに次ぐ人数である。

(88) 内藤莞爾前掲書、三〇～三二頁。

(89) 「鵜山君御自筆御日記書抜」。

(90) この表についても類似の表を既に内藤氏が作成しておられる（前掲書、二二六頁）。本論では、青方文庫の原本をもとに作成を行った。

(91) 慶応三年「玉之浦掛」人附都合増減目録に記載された「本百姓」数と「役目銀」の銀高との相関による。各世帯の一五歳～六〇歳までの男子をもとに仮想の「本百姓」数が算出される。これを基準に役目銀が賦課されるが、本百姓数の合算の仕方が、他の地百姓と比較して、緩やかに設定されている。

(92) 「異宗徒人口戸数并死生出奔調目録 福江藩」。

(93) この点を明確に示す史料は、当然ながら乏しい。「見聞集」が収録した「外目（海）沖之島邪宗方口書」（「見聞集」巻四三、

刊本七二二～七一九頁）によれば、福江領頭ヶ島と近距離にある外海平島から神浦村にかけて、潜伏キリシタンと推断される集団の存在が垣間見られる。口書の年次が未詳なので、今後、検討を深めたい。なお、口書に収録された「我等ガイレウスサンタクルスノ御印ヲ以」で始まる「死人其外唱様」のオラシヨが、久野桂一郎訳・フランシスク・マルナス『日本キリスト教復活史』（みすず書房・一九八五年五月、二五六頁）に記載された黒崎木綿商マテオが悪魔祓いの儀式として宣教師に語ったオラシヨと同文である（小田孝太郎氏の教示によった）。

(94) 明治五年二月「異宗人員調 日之嶋掛」（長崎歴史文化博物館蔵・一般公開）。日島村内異宗徒として、仁七・弥藏・多十の三世帯計二十五人の名前がある。

(95) 「異宗徒人口戸数并死生出奔調目録 福江藩」。

【付記】 本稿は、長崎県が主催した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産フォーラム「キリスト教文化の密かな継承」（二〇一二年一〇月二八日・於長崎歴史文化博物館）の予稿集掲載の原稿を加筆・訂正して作成した。長崎歴史文化博物館・五島市観光歴史資料館・松浦史料博物館・大村史料館・武雄市立図書館歴史資料館を始め、本件に関わる調査研究に御協力を賜りました方々に、末尾ながら心よりの感謝を表します。

